

令和4年度  
国土交通省税制改正概要



国土交通省

令和3年12月

国土交通省

# 目 次

令和4年度国土交通省税制改正概要（主要項目）	1
------------------------	---

令和4年度国土交通省税制改正概要（主要項目の概要）	3
---------------------------	---

## 令和4年度国土交通省税制改正事項 説明資料

### I. 社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大

○住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置	7
○土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置	8
○航空機燃料税に係る特例措置	9
○カーボンニュートラルポートの形成に向けた陸上電力供給設備に係る特例措置の創設	10
○省エネ性能に優れた住宅の普及促進に係る特例措置の延長等	11
○物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長	12
○国際船舶の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長	13
○IR税制の具体化に係る所要の措置	14
○所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る特例措置の拡充	15
○工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長	16

### II. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

○住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置【再掲】	17
○新築住宅に係る税額の減額措置の延長	18
○住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長	19
○居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長	20
○買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長	21
○既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長	22
○居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の拡充・延長	24
○JR北海道、JR四国及びJR貨物に係る特例措置（二島特例・承継特例）の延長	25
○JR貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置の延長	26
○鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長	27
○国内線航空機に係る特例措置の延長	28
○外国人旅行者向け免税制度に係る免税対象者の明確化	29

### III. 災害に強く安全で安心な社会の実現

○貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の創設	30
○高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長	31
○防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置の拡充・延長	32
○鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長	33

IV. 主要項目以外の項目	34
---------------	----

# 令和4年度国土交通省税制改正概要(主要項目)

## I

## 社会経済活動の確実な回復と 経済好循環の加速・拡大

### 1. 感染症の影響からの経済回復に向けた躊躇なく機動的な対応

- ① 住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置(所得税・贈与税等)
- ② 土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置(固定資産税等)
- ③ 航空機燃料税に係る特例措置(航空機燃料税・航空機燃料譲与税)

### 2. グリーン社会の実現、DXの加速

- ① カーボンニュートラルポートの形成に向けた陸上電力供給設備に係る特例措置の創設(固定資産税)
- ② 省エネ性能に優れた住宅の普及促進に係る特例措置の延長等(所得税・登録免許税等)
- ③ 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長(法人税・固定資産税等)

### 3. 経済安全保障の確立、国際競争力の確保・強化

- ① 国際船舶の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ② IR税制の具体化に係る所要の措置

### 4. 不動産市場の活性化・土地の有効活用の推進

- ① 所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る特例措置の拡充(所得税・法人税・固定資産税等)
- ② 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長(印紙税)

## Ⅱ 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

### 1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置(所得税・贈与税等)  
【再掲】
- ② 新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- ③ 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ④ 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税等)
- ⑤ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ⑥ 既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長(所得税・固定資産税)

### 2. 活力ある地方創り

- ① 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の拡充・延長(固定資産税等)
- ② JR北海道、JR四国及びJR貨物に係る特例措置(二島特例・承継特例)の延長(固定資産税等)
- ③ JR貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ④ 鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ⑤ 国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ⑥ 外国人旅行者向け免税制度に係る免税対象者の明確化(消費税等)

## Ⅲ 災害に強く安全で安心な社会の実現

- ① 貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の創設(固定資産税等)
- ② 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長(不動産取得税・固定資産税)
- ③ 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- ④ 鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長(固定資産税)

# 令和4年度国土交通省税制改正概要(主要項目の概要)

## I. 社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大

### 1. 感染症の影響からの経済回復に向けた躊躇なく機動的な対応

①住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置として、以下の措置を講じる

1)住宅ローン減税

以下の措置を講じた上で、4年間延長

- ・控除率を0.7%、控除期間を13年等とする
- ・環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置を講じる
- ・既存住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)について、「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和
- ・新築住宅の床面積要件について、当面の間、40㎡以上に緩和

(所得税額から控除しきれない額は、個人住民税から控除する制度についても継続)

2)住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置

非課税限度額を良質な住宅について1,000万円とした上で、2年間延長

※既存住宅の築年数要件については、住宅ローン減税と同様に緩和

3)認定住宅に係る投資型減税

対象にZEH水準省エネ住宅を追加した上で、2年間延長

②令和4年度の土地に係る固定資産税について、地価の上昇に伴う負担の急増と、新型コロナウイルスの影響等による経済社会情勢の悪化とその後の回復状況を踏まえ、商業地等における課税標準額の増加を評価額の5%→2.5%に抑制(税額上昇分を半減)する措置を講じる

③航空機燃料税について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、過去に例を見ない規模で航空需要の大幅な減少が続いている状況を踏まえ、令和4年度に限り、税率をコロナ前の18,000円/klから、13,000円/klへ軽減

### 2. グリーン社会の実現、DXの加速

①カーボンニュートラルポートの形成を促進するため、国際戦略港湾等において港湾運営会社が国の補助を受けて取得した陸上電力供給設備に係る固定資産税の特例措置(課税標準を3年間2/3に軽減)を創設

②1. ①に加え、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年間延長

(認定長期優良住宅)

- ・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅0.15%→0.1%)、  
所有権移転登記(一般住宅0.3%→戸建て0.2%、マンション0.1%)
- ・不動産取得税:課税標準からの控除額の特例(一般住宅1,200万円→1,300万円)
- ・固定資産税:新築住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長  
(戸建て3年→5年、マンション5年→7年)

(認定低炭素住宅)

- ・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅0.15%→0.1%)、  
所有権移転登記(一般住宅0.3%→0.1%)

- ③物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置(法人税等の割増償却5年間 10%、固定資産税等の課税標準を5年間 1/2 等に軽減)について、新たな総合物流施策大綱を踏まえた所要の要件等の見直しを行った上で、2年間延長

### **3. 経済安全保障の確立、国際競争力の確保・強化**

- ①国際船舶の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置(本則 0.4%→特例 0.35%)の2年間延長
- ②IRに関する税制について、令和3年度与党税制改正大綱を踏まえ、具体化

### **4. 不動産市場の活性化・土地の有効活用の推進**

- ①所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る以下の特例措置について、対象事業に備蓄倉庫等の災害対策に関する施設の整備に関する事業等を追加する等、拡充措置を講じる
- ・所得税・法人税等:当該事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得(2000万円以下の部分)に係る税率を軽減
  - ・固定資産税等:当該事業の用に供する土地・償却資産に係る課税標準を5年間 2/3 等に軽減
- ②工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置(軽減割合 20%~50%)の2年間延長

## **Ⅱ. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化**

### **1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保**

- ①住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置として、以下の措置を講じる【再掲】
- 1)住宅ローン減税  
以下の措置を講じた上で、4年間延長
    - ・控除率を0.7%、控除期間を13年等とする
    - ・環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置を講じる
    - ・既存住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)について、「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和
    - ・新築住宅の床面積要件について、当面の間、40㎡以上に緩和  
(所得税額から控除しきれない額は、個人住民税から控除する制度についても継続)
  - 2)住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置  
非課税限度額を良質な住宅について1,000万円とした上で、2年間延長  
※既存住宅の築年数要件については、住宅ローン減税と同様に緩和
  - 3)認定住宅に係る投資型減税  
対象にZEH水準省エネ住宅を追加した上で、2年間延長
- ②新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間:1/2減額)の2年間延長
- ※土砂災害特別警戒区域等の区域内において一定の住宅建設を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅については適用対象から除外

- ③住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置(保存登記:本則 0.4%→0.15%、移転登記:本則2%→0.3%、抵当権設定登記:本則 0.4%→0.1%)の2年間延長  
 ※既存住宅の築年数要件については、住宅ローン減税と同様に緩和
- ④居住用財産の買換え等に係る所得税等の特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)の2年間延長
- ⑤宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた既存住宅を、個人が取得した場合の登録免許税の特例措置(所有権移転登記:一般住宅 0.3%→0.1%)の2年間延長  
 ※既存住宅の築年数要件については、住宅ローン減税と同様に緩和
- ⑥以下の住宅リフォームをした場合の特例措置について、一部要件を緩和した上で、2年間延長
- 1) 所得税額の控除
    - ・一定の改修工事(省エネ、長期優良住宅化等)を含むリフォームを行った場合、一定額を工事年分の所得税額から控除
    - ・省エネリフォームの工事要件のうち、「全居室の全窓の断熱改修工事」を「窓の断熱改修工事」に緩和
  - 2) 固定資産税の減額措置
    - ・省エネ改修:工事の翌年度 1/3 減額  
 築年数要件(H20.1.1 以前から所在する住宅)について、「H26.4.1 以前から所在する住宅」へ見直し
    - ・耐震改修:工事の翌年度 1/2 減額(特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は工事の翌年度から2年間 1/2 減額)
    - ・バリアフリー改修:工事の翌年度 1/3 減額
    - ・長期優良住宅化改修:耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、工事の翌年度 2/3 減額

## 2. 活力ある地方創り

- ①居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税等の特例措置(課税標準を5年間 1/2 に軽減)について、拡充等(対象となる償却資産に電源設備、給排水設備、冷房設備、暖房設備を追加等)した上で、2年間延長
- ②JR北海道及び四国に係る二島特例(固定資産税等の課税標準を 1/2 に軽減)、JR北海道、四国及び貨物に係る国鉄承継特例(固定資産税等の課税標準を 3/5 に軽減)の5年間延長
- ③JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した新規製造車両に係る固定資産税の特例措置(課税標準を5年間 3/5 に軽減)について、一部見直しを行った上で、2年間延長
- ④地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した鉄道施設に係る固定資産税等の特例措置(課税標準を5年間 1/4 に軽減)の2年間延長
- ⑤国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の特例措置(課税標準を3年間 2/3 等に軽減)の2年間延長
- ⑥外国人旅行者向け免税制度について、免税対象者及びその確認方法を明確化

### Ⅲ. 災害に強く安全で安心な社会の実現

- ①特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として指定された土地に係る固定資産税等の特例措置(課税標準を3年間、 $2/3 \sim 5/6$ の範囲内で市町村の条例で定める割合(参酌標準: $3/4$ )に軽減)の創設
- ②高規格堤防整備事業に伴う高規格堤防特別区域内の建替家屋に係る以下の特例措置の延長
  - ・不動産取得税:高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価格を控除する措置の2年間延長
  - ・固定資産税:税額の減額措置(5年間、 $1/3$ 等に軽減)の2年間延長
- ③一般送配電事業者等が、無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置(課税標準を4年間  $1/2$  等に軽減)について、電気事業法改正に伴い、対象事業者に配電事業者を追加した上で、3年間延長
- ④首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置(課税標準を5年間  $2/3$  に軽減)の1年間延長



# 令和4年度国土交通省税制改正

## 説明資料

# 住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置(所得税・相続税・贈与税・個人住民税)

住宅ローン減税について、控除率、控除期間等を見直すとともに、環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置等を講じた上で、適用期限を4年間延長する。

控除率		一律0.7%	<入居年>	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅		5,000万円		4,500万円		
		ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		3,500万円		
		省エネ基準適合住宅		4,000万円		3,000万円		
		その他の住宅		3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円				
		その他の住宅		2,000万円				
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)					
		既存住宅	10年					
所得要件		2,000万円						
床面積要件		50㎡(新築の場合、2023年までに建築確認：40㎡(所得要件：1,000万円))						

※既存住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)については、「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和。

- 住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置は、非課税限度額を良質な住宅は1,000万円、その他の住宅は500万円とした上で、適用期限を2年間延長。
  - \* 良質な住宅とは、一定の耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅。
  - \* 既存住宅の築年数要件については、住宅ローン減税と同様に緩和。
- 認定住宅に係る投資型減税は、対象にZEH水準省エネ住宅を追加した上で、2年間延長。

# 土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置(固定資産税・都市計画税)

土地に係る固定資産税について、コロナ前の地価の上昇に伴う負担の急増と、新型コロナウイルスの影響等による経済社会情勢の悪化とその後の回復状況を踏まえ、現行の負担調整措置の原則は維持しつつも、令和4年度は商業地等における課税標準額の増加を評価額の5%→2.5%に抑制する措置を講じる。

## 現行制度

土地の固定資産税に係る評価額は3年ごとに見直され、令和3～5年度までは令和2年1月1日の地価をベースに評価額が算定(※1)されるが、地価上昇の際、納税者の税負担に配慮し、課税標準額は評価額の5%ずつ増加する等の負担調整措置(※2)が講じられている。

(※1) 下落修正あり

(※2) 令和3年度は、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置

＜土地の固定資産税額＝課税標準額×税率(1.4%)＞

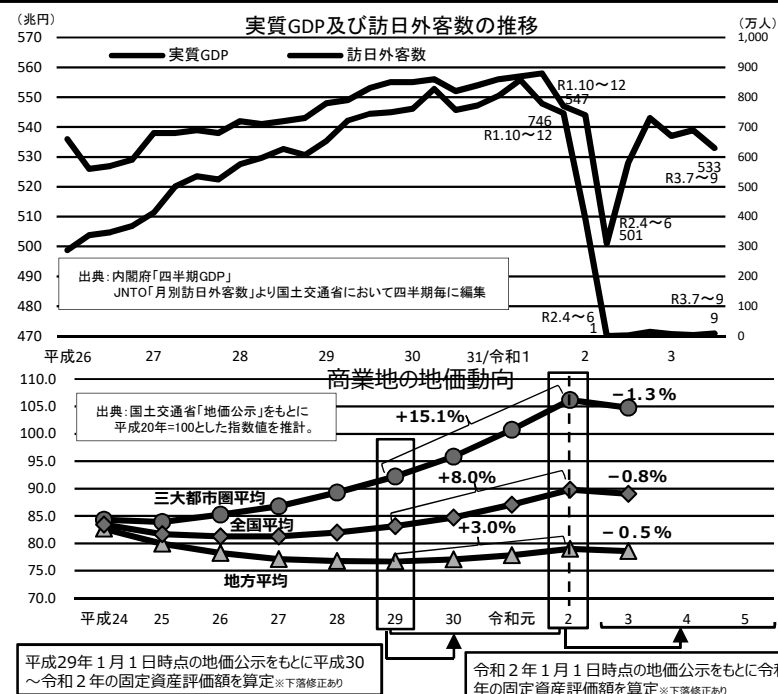
商業地等	負担水準20～60%未満 (地価が上昇)	課税標準額＝前年度課税標準額＋評価額×5%
	負担水準60～70%以下 (地価がほぼ横ばい)	課税標準額＝前年度課税標準額(据置特例)

## 施策の背景

- 平成29年から令和2年までの地価の急上昇を受けて、新型コロナウイルス感染症拡大後の地価の下落を考慮してもなお、令和4年度の土地の固定資産税は上昇となる地点が多く、商業地の2割近くの地点で、10%以上の負担増となる可能性。
- 一方で、令和3年は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの地域で9月末まで緊急事態宣言や重点措置が発令され、経済活動が大幅に制限される状況が長期間続き、今なお、事業者は厳しい経済状況に直面している。
- 新型コロナウイルス感染症の感染者数は減少しているが、感染症の見通し及び経済の回復に向けた見通しは不透明なところがあり油断はできない。



令和4年度の土地の固定資産税については、経済対策による各種支援策の効果を損なうことがないように、また、経済の先行き不透明感がある中、事業者の経済活動と経済回復を後押しするためにも、現行の負担調整措置の原則は維持しつつも、経済活動の基盤となる土地に係る税負担増を緩和する措置を講じる必要性が高い。



## 要望の結果

令和4年度は、商業地等における課税標準額の増加を評価額の5%→2.5%に抑制(税額上昇分を半減)する措置を講じ、税負担増の緩和を図る。

## 航空機燃料税に係る特例措置(航空機燃料税・航空機燃料譲与税)

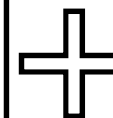
- 航空ネットワークは公共交通として国民の社会経済活動を支えるとともに、ポストコロナの我が国の成長戦略の実現に不可欠な「空のインフラ」である。
- 新型コロナの影響を受けて、過去に例を見ない規模で航空需要の減少が継続しており、固定費削減等の経営努力を講じてもなお、航空会社の経営は極めて厳しい状況が続いている。
- よって、国民生活を支える航空ネットワークの維持と2030年訪日外国人旅行者6,000万人の政府目標の達成等、今後の成長投資を下支えするため、航空機燃料税の税率をコロナ前の18,000円/klから13,000円/klへ軽減する。

### 航空機燃料税の特例措置

【航空機燃料税】 本則: 26,000円/kl ⇒ 18,000円/kl ⇒ 13,000円/kl  
 (コロナ前水準) (令和4年度に限る)

	平成22年度以前	平成23～令和2年度	令和3年度	令和4年度
本則	26,000円/kl	18,000円/kl	9,000円/kl	13,000円/kl
特定離島路線	19,500円/kl	13,500円/kl	6,750円/kl	9,750円/kl
沖縄路線	13,000円/kl	9,000円/kl	4,500円/kl	6,500円/kl

【航空機燃料譲与税】 航空機燃料税から地方自治体へ譲与する額は4,000円/klを継続 (譲与割合: 4/13)



空港使用料  
の減免  
(調整中)

コロナ影響下での生産体制を確保するとともに、将来の成長に向けた投資額を確保

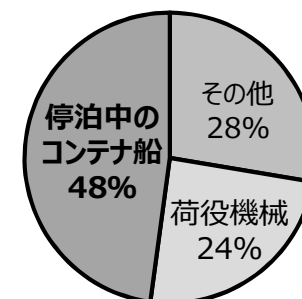
# カーボンニュートラルポートの形成に向けた陸上電力供給設備に係る特例措置の創設(固定資産税)

カーボンニュートラルポートの形成を促進するため、国際戦略港湾等において港湾運営会社が国の補助を受けて取得した陸上電力供給設備に係る課税標準の特例措置を創設する。

## 施策の背景

- 我が国は「2050年カーボンニュートラルの実現」を宣言。「2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減」という新たな目標の達成に向けて、経済と環境の好循環を生み出し、力強い成長と脱炭素化を両立していくことが重要。
- このような中、輸出入貨物の99.6%が経由する我が国の港湾では、今後はコスト・スピード・サービス面での取組に加え、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルポート」の形成に向けた取組が必要。
- 港湾においては、停泊中の船舶からのCO<sub>2</sub>排出が大宗を占めている状況であり、このような状況を改善するためには、民間事業者による水素等を活用した陸上電力供給設備の導入を促進する必要がある。
- しかしながら、陸上電力供給設備については、導入コスト及びランニングコストが高く、経営環境が厳しい民間事業者にとっては、導入の障害となっていることから、本特例措置による支援が不可欠。

【事例】神戸港コンテナターミナル  
CO<sub>2</sub>排出量(約6万t/年)



【政府計画への位置付け】 経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針）（令和3年6月18日閣議決定）、成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）

## 要望の結果

### 特例措置の内容

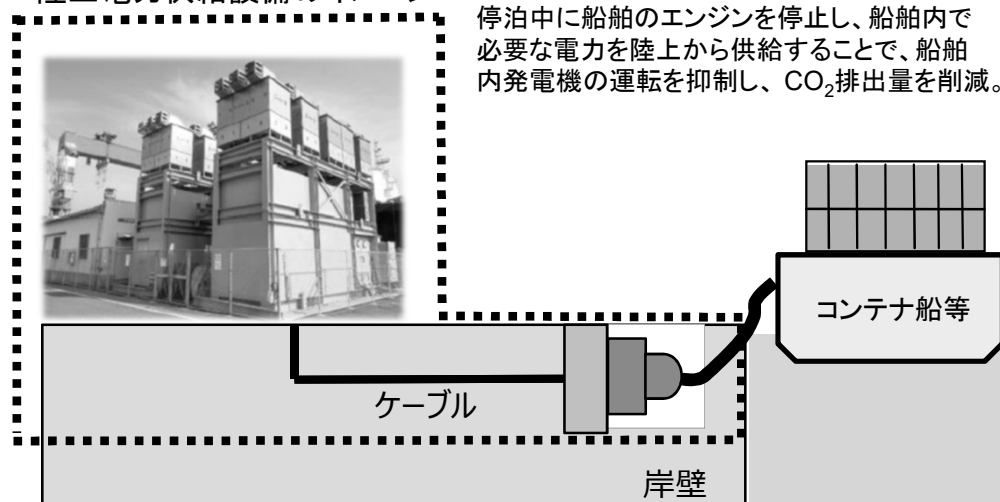
#### 【固定資産税】

国際戦略港湾等において港湾運営会社が、港湾管理者の作成する港湾脱炭素化推進計画（仮称）に定められた港湾脱炭素化推進事業（仮称）として取得した陸上電力供給設備（国の補助を受けたものに限る。）の課税標準を、取得後3年間2/3とする。

### 結果

関連する法改正（検討中）の施行日から令和5年3月31日までの特例措置を創設する。

### 陸上電力供給設備のイメージ



# 省エネ性能に優れた住宅の普及促進に係る特例措置の延長等 (所得税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・個人住民税)

省エネ性能等に優れた住宅の普及を促進するため、住宅ローン減税等の所得税等に係る特例措置のほか、以下のとおり、認定住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

- 我が国は「2050年カーボンニュートラルの実現」を宣言。また、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度比46%削減を目指すこととしている。(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定))
- 2050年カーボンニュートラルに向け、省エネ性能の高い住宅に対して政策による支援を行い、自立的な普及に向けた環境を整備することとされている。(2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日決定))
- 長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅(※)や高度な省エネ性能を有する低炭素住宅の普及促進を図り、脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックの形成を図る必要がある。

※長期優良住宅の普及促進を図るため、認定手続きの見直し等を内容とする改正長期優良住宅法が令和3年5月に成立

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### ○認定長期優良住宅に係る特例措置

##### 【登録免許税】

税率を一般住宅特例より引下げ

- 所有権保存登記:一般住宅特例0.15%→0.1%
- 所有権移転登記:一般住宅特例0.3% →マンション:0.1%、戸建て:0.2%

##### 【不動産取得税】

課税標準からの控除額を  
一般住宅特例より増額

- 一般住宅特例1,200万円→1,300万円

#### ○認定低炭素住宅に係る特例措置

##### 【登録免許税】

税率を一般住宅特例より引下げ

- 所有権保存登記:一般住宅特例0.15%→0.1%
- 所有権移転登記:一般住宅特例0.3% →0.1%

##### 【固定資産税】

一般住宅特例(1/2減額)の  
適用期間を延長

- 戸建て:3年→5年、マンション:5年→7年

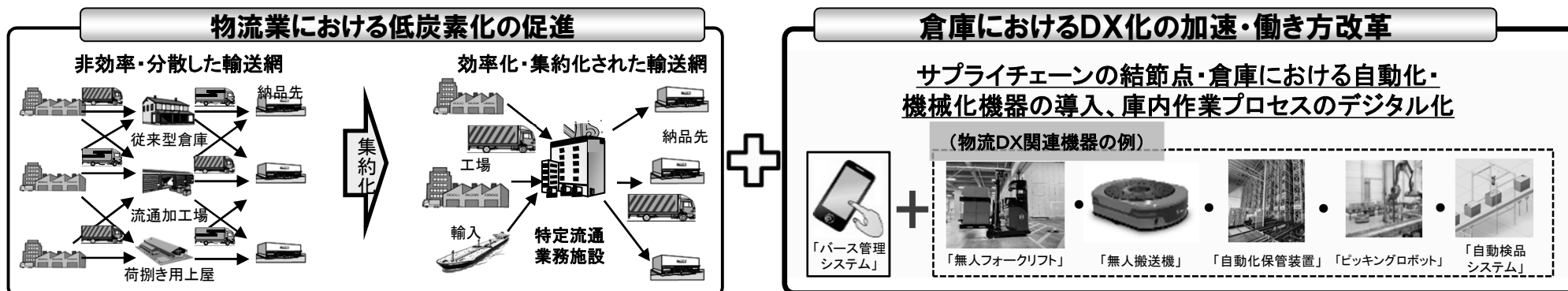
## 結果

省エネ性能等に優れた住宅の普及を促進するため、住宅ローン減税等の所得税等に係る特例措置のほか、上記の現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

# 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

物流分野において、深刻化する労働力不足に対応するため、デジタルトランスフォーメーション(DX)を通じた働き方改革を実現する必要があることから、物流総合効率化法に基づく認定計画により取得した事業用資産に係る特例措置について、新たな総合物流施策大綱を踏まえた所要の要件等の見直しを行った上で、2年間延長する。

**施策の背景** 労働力不足の深刻化、感染症流行の影響等により、物流を取り巻く環境がこれまでにない厳しいものとなるなか、物流総合効率化法により、引き続き、流通業務の一体的な実施と輸送の合理化事業を促進するとともに、更に物流DX関連機器の導入によるデジタル化の加速を図ることにより、環境負荷の低減に加え、より一層の流通業務の省力化を図る。



## 事業の効果

- ◆ 物流DX関連機器の導入による倉庫内業務の省力化
- ◆ トラックの走行距離・時間の削減
- ◆ ドライバーの荷待ち時間の削減

## 倉庫作業員の働き方改革の実現

- CO2排出削減
- トラックドライバー不足対策

安定的かつ持続的なサプライチェーンの確保による国民生活や産業経済活動の安定化

## 要望の結果

以下の措置を講じた上で、現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

- ・ 倉庫用建物等に係る割増償却率の見直し(10% → 8%)。
- ・ 新たな総合物流施策大綱を踏まえ、特定流通業務施設の設備要件に物流DX関連機器を追加する見直し。

## 特例措置の内容

輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進

- 【所得税・法人税】倉庫用建物等について、5年間8%の割増償却。
- 【固定資産税・都市計画税】倉庫について、課税標準を5年間1/2とする。
- 【固定資産税】附属機械設備について、課税標準を5年間3/4とする。

# 国際船舶の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

我が国経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を図るため、国際船舶の増加を促進するための特例措置を2年間延長する。

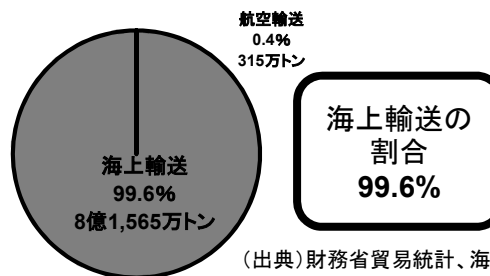
## 施策の背景

○ 安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障を確立するためには、日本商船隊の中核を担う国際船舶※の増加を促進することが必要。

○ このため、本特例措置を2年間延長し、国際船舶の増加を通じた経済安全保障の確立を図る。

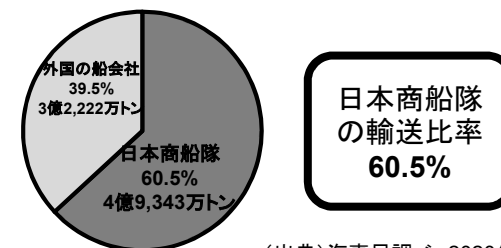
※ 日本船舶であって国際海上輸送の確保上重要な船舶

我が国の貿易に占める海上輸送の割合  
(重量ベース)



(出典)財務省貿易統計、海事局調べ

日本商船隊による輸出入貨物の輸送比率



(出典)海事局調べ、2020年



LNG燃料船(国際船舶)

経済財政運営と改革の基本方針2021  
(令和3年6月18日閣議決定)

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

(2) 経済好循環の加速・拡大

世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。

## 要望の結果

### 特例措置の内容

国際船舶に係る登録免許税について税率軽減(本則 0.4%→国際船舶: 0.35%)

### 結果

現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

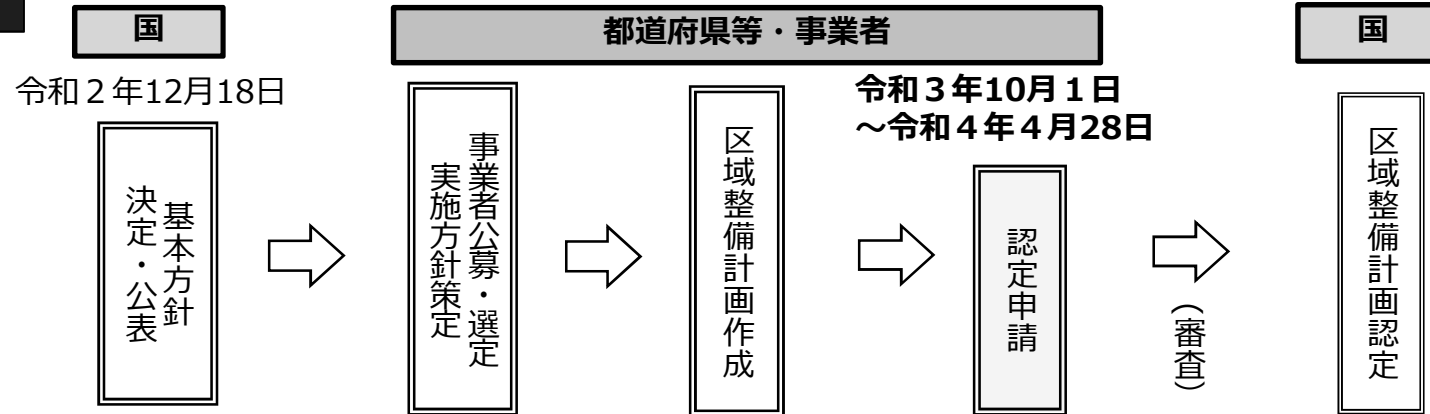


# IR税制の具体化に係る所要の措置

IRに関する税制について、令和3年度与党税制改正大綱を踏まえ、具体化する。

## 施策の背景

### ○ スケジュール



○ 令和3年度与党税制改正大綱(抄) 令和2年12月10日

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

8. その他

(2) IRに関する税制

IRに関する税制については以下の方向で検討し、令和4年度以降の税制改正で具体化する。

① 所得税

IR事業の国際競争力を確保する観点から、非居住者のカジノ所得について非課税とする。

なお、居住者のカジノ所得については、国内の公営ギャンブルと同様、課税とする。支払調書の提出は求めず、税務当局が国税通則法に基づく情報照会手続を活用すること等を通じ、自主的な適正申告の確保を図る。

② 消費税

カジノに係る売上げが不課税となることを前提に、カジノに係る事業に対応する課税仕入れについて仕入税額控除制度の適用を制限する。その際、消費税法上の他の制度と同様、カジノに係る事業の収入がIR事業全体の収入に比して少ない場合(5%以下)は、仕入税額控除制度の適用を可能とする。なお、カジノ以外の事業に対応する課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を可能とする。

③ 法人税

カジノ行為関連景品類について、諸外国で実施されている不特定多数の者に対する広告宣伝のための割引等クーポンの提供は広告宣伝費に、賭金額等に応じ一定の基準に基づき行うキャッシュバックは売上割戻しに該当することなど、課税上の取扱いを明確化する。

## 要望の結果

IRに関する税制については、区域整備計画の認定等の手続の進捗状況を見据えながら、令和3年度与党税制改正大綱に示された方向に基づき、令和5年度以降の税制改正で具体化する。

# 所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る特例措置の拡充 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・固定資産税・都市計画税)

所有者不明土地法の改正による地域福利増進事業の対象となる事業等の拡充に伴い、当該事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置(軽減税率)や、事業の用に供する資産に係る固定資産税等の対象事業を拡充する。

## 施策の背景

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下等による所有者不明土地の増加を踏まえ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(平成30年法律第49号)では、一定の所有者不明土地について、都道府県知事による事業の公益性等の確認を経て、当該土地に使用権(上限10年)を設定し、公園、広場、購買施設等として利用できる「地域福利増進事業(※)」を創設した。
- 今般、所有者不明土地法の改正において、防災・減災の必要性の更なる増大や再生可能エネルギーの推進などの社会経済情勢の変化に対応する観点から、地域福利増進事業の対象となる事業等を拡充する。

## 地域福利増進事業(※)のイメージ



(※)  
知事の裁定による使用権(最長10年)の設定により、所有者不明土地を公共的な事業のために活用可能とする制度

(写真出典) 農研機構 広島県

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税】

一定の事業のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得(2,000万円以下の部分)に係る税率を軽減する(～令和4年12月31日)。

#### 【固定資産税・都市計画税】

地域福利増進事業の用に供する土地及び償却資産について、課税標準を5年間2/3等に軽減する(～令和5年3月31日)。

## 結果

地域福利増進事業の対象となる事業等の拡充に伴い、特例措置の対象を拡充する。(関連する法改正を検討中)

### 地域福利増進事業の対象となる事業等の拡充

- 備蓄倉庫等の災害対策に関する施設の整備に関する事業
- 地産地消等に資する再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業 等

### 経済財政運営と改革の基本方針2021

(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

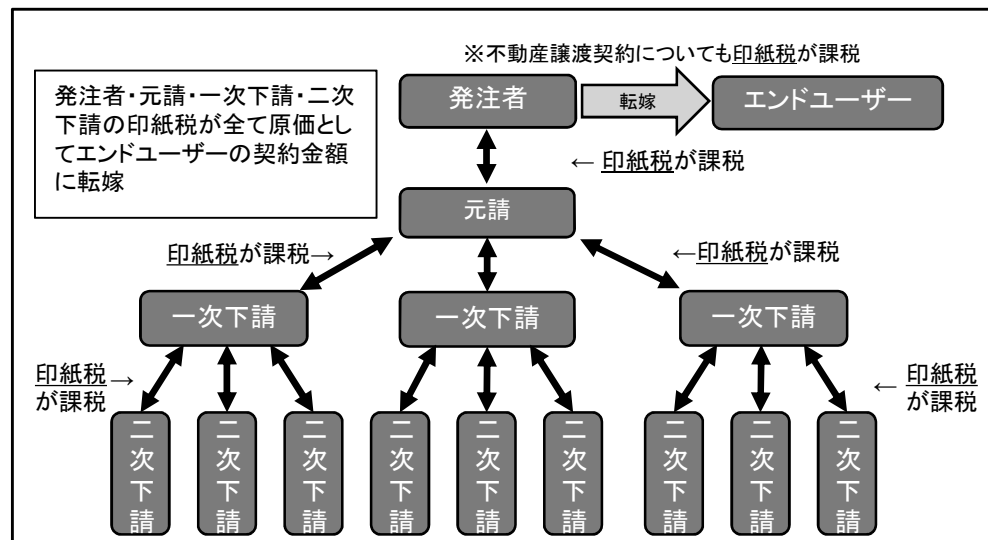
所有者不明土地等対策について、基本方針(注:所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針)等に基づき、関係機関の体制整備も含めた所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図るための仕組みの充実等を行う。

# 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長(印紙税)

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

- ・建設業においては、重層下請請負構造の中で多段階にわたり印紙税が課税。
- ・さらに、不動産流通段階でも課税され、最終的にはエンドユーザー(例:戸建住宅等を購入する個人、工場建設の施主となる中小企業など)に転嫁。
- ・このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し、消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る必要。



## 要望の結果

### 特例措置の内容

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、右表の「現行の特例措置」のとおり軽減

### 結果

現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

契約金額		本則	現行の特例措置
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円 (50%減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円 (50%減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円 (50%減)
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円 (50%減)
1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万円 (50%減)
5,000万円超	1億円以下	6万円	3万円 (50%減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円 (40%減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円 (20%減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円 (20%減)
50億円超		60万円	48万円 (20%減)

# 住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置(所得税・相続税・贈与税・個人住民税)【再掲】

住宅ローン減税について、控除率、控除期間等を見直すとともに、環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置等を講じた上で、適用期限を4年間延長する。

控除率		一律0.7%	<入居年>	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅		5,000万円		4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅		4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅		3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円			
		その他の住宅		2,000万円			
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
		既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円					
床面積要件		50㎡(新築の場合、2023年までに建築確認：40㎡(所得要件：1,000万円))					

※既存住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)については、「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和。

- 住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置は、非課税限度額を良質な住宅は1,000万円、その他の住宅は500万円とした上で、適用期限を2年間延長。
  - \* 良質な住宅とは、一定の耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅。
  - \* 既存住宅の築年数要件については、住宅ローン減税と同様に緩和。
- 認定住宅に係る投資型減税は、対象にZEH水準省エネ住宅を追加した上で、2年間延長。

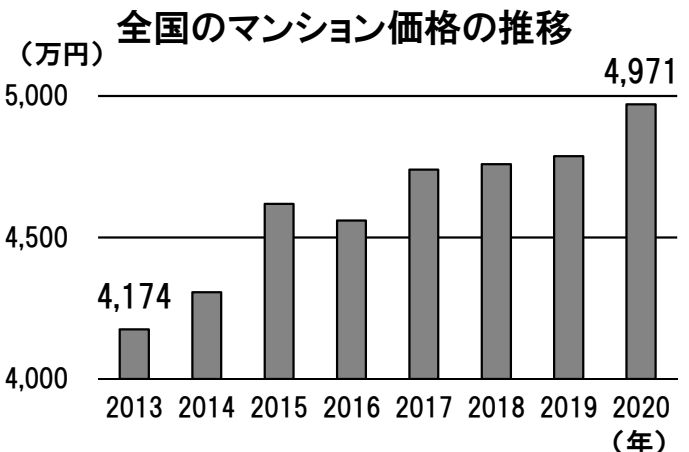
# 新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間延長する。

## 施策の背景

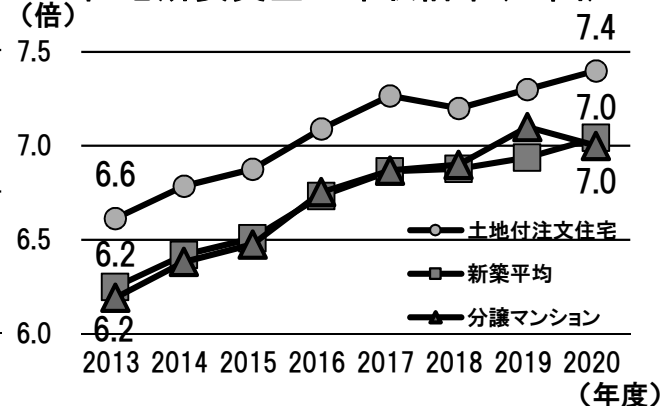
### 住宅取得に係る負担軽減の必要

- ・ 住宅価格は年々上昇傾向。
- ・ 住宅取得環境は引き続き厳しい状況にあり、住宅取得者の初期負担軽減が必要。



(出典)不動産経済研究所「全国マンション市場動向」

### 住宅所要資金の年収倍率(全国)



(出典)住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」

### 基礎的なストックの質の向上の必要

- ・ 住宅の基礎的な「質」である耐震性は未だ不十分。
- ・ 耐震化を進める上での主要な手段である新築・建替えを支援する必要。

#### 【住宅の耐震化率】

**現状(平成30年推計)**  
**耐震性を有しない住宅ストックの比率:約13%**  
 総戸数約5,360万戸のうち、耐震性あり 約4,660万戸  
 耐震性なし 約 700万戸



**目標(令和12年)**  
**おおむね解消**  
 ※住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税】

新築住宅に係る税額の減額措置

- ①戸建て:3年間 税額1/2減額 ②マンション:5年間 税額1/2減額

### 結果

○ 現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

※ 土砂災害特別警戒区域等の区域内において一定の住宅建設を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅については、適用対象から除外

#### 【本特例による負担軽減効果(例)】

2,000万円の住宅を新築した場合の固定資産税額

	本特例が無い場合	本特例がある場合
1年目	18.2万円	9.1万円
2年目	17.1万円	8.5万円
3年目	15.9万円	8.0万円

➡ **3年間で約26万円の負担軽減効果**

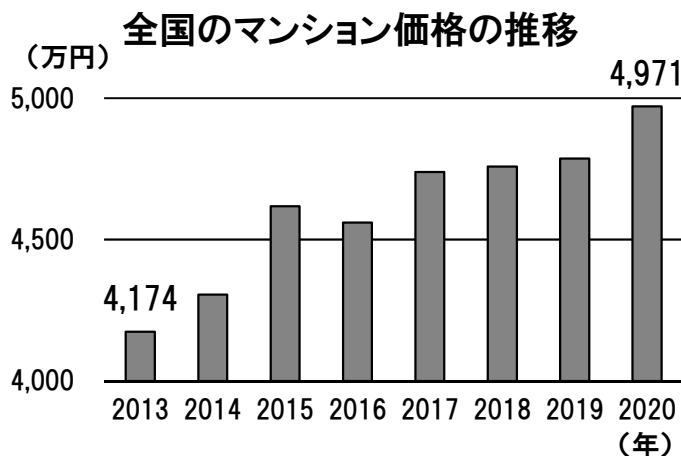
(国土交通省推計)

# 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

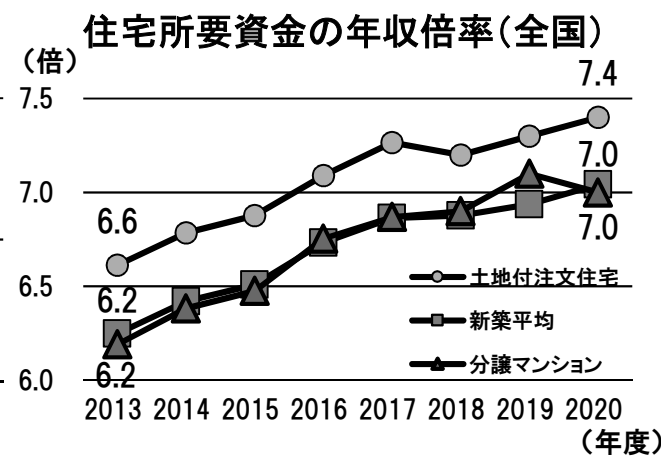
住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図るため、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置を2年間延長するとともに、一部要件を緩和する。

## 施策の背景

- ・住宅価格は年々上昇傾向。
- ・住宅取得環境は引き続き厳しい状況にあり、住宅取得者の初期負担軽減が必要。



(出典)不動産経済研究所「全国マンション市場動向」



(出典)住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」

○本特例は、住宅取得の初期負担を軽減し、内需の柱である住宅投資を喚起する観点から、60年以上にわたって措置

○住宅の取得や、子供の人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進が必要(「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定))

○住宅の取得環境が悪化する中、住宅取得に係る負担軽減措置を引き続き実施する必要

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【登録免許税】

- ・所有権の保存登記について税率軽減(本則 4/1000→特例1.5/1000)
- ・所有権の移転登記について税率軽減(本則20/1000→特例 3/1000)
- ・抵当権の設定登記について税率軽減(本則 4/1000→特例 1/1000)

### 結果

- ・現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

※既存住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)については、「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和。

### 【本特例措置の効果イメージ】

- ・保存登記:2.5万円軽減(4万円→1.5万円)
- ・移転登記:22.1万円軽減(26万円→3.9万円)
- ・抵当権設定登記:4.5万円軽減(6万円→1.5万円)

(※)2,000万円(固定資産税評価額1,300万円、新築建物価格認定基準表額:1,000万円)の住宅を取得(借入額1,500万円)した場合を想定

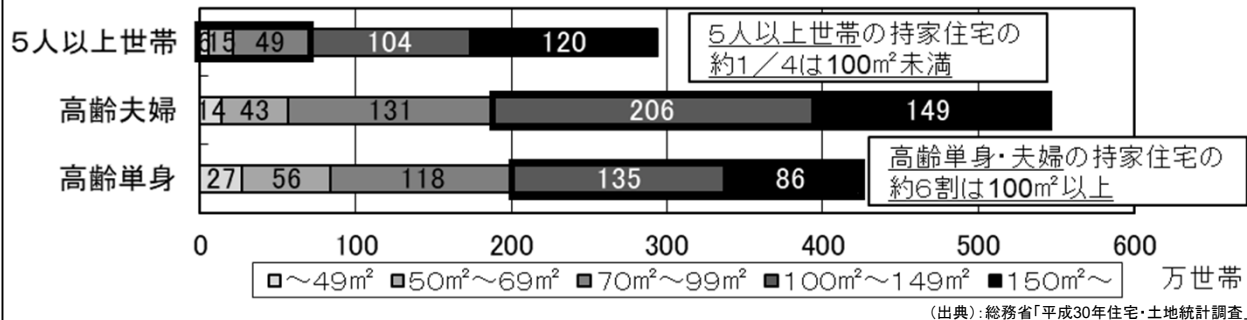
# 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

国民一人一人が、それぞれのライフステージに応じた住宅を無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場を実現するため、居住用財産の買換え等に係る特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

### 居住のミスマッチ

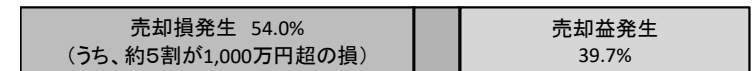
世帯人数の多い世帯と高齢者単身・夫婦世帯が住む住宅の広さにミスマッチがみられる。



### 住宅売却損益の発生状況

居住用財産の譲渡のうち、約5割において売却損が発生しており、住替えの支障となっている。また、譲渡益が発生する場合にも、多額の税負担が発生している。

住宅売却損益の発生状況



※売却時に築年数5年超の住宅

損得なし 6.3%

(出典): (一社)不動産流通経営協会

## 要望の結果

### 特例措置の内容

※いずれも【所得税・個人住民税】

#### 【譲渡益が生じた場合】

- ① 住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以下の場合、譲渡がなかったものとして、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以上の場合、その差額分について譲渡があったものとして課税

#### 【譲渡損が生じた場合】

- ② 住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)
- ③ 住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

### 結果

現行の措置を2年間(令和4年1月1日~令和5年12月31日)延長する。

## 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、一定の質の向上を図るためのリフォームを行った後、住宅を個人の自己居住用住宅として譲渡する場合において、宅地建物取引業者から当該住宅を取得した買主の移転登記に課される登録免許税を減額する特例措置を2年間延長するとともに、一部要件を緩和する。

### 施策の背景

- 既存住宅流通・リフォーム市場の更なる活性化に向けて、平成30年4月より、宅地建物取引業法の改正によるインスぺクションの活用や「安心R住宅」制度などの取組を開始したところ。
- 買取再販は、ノウハウを有する事業者が既存住宅を買い取り、質の向上を図るリフォームを行いエンドユーザーに販売する事業。消費者が安心して購入できることから、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大に大きな役割を果たすものとして期待。

**目標** 2030年までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模を14兆円とする。〔住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)〕

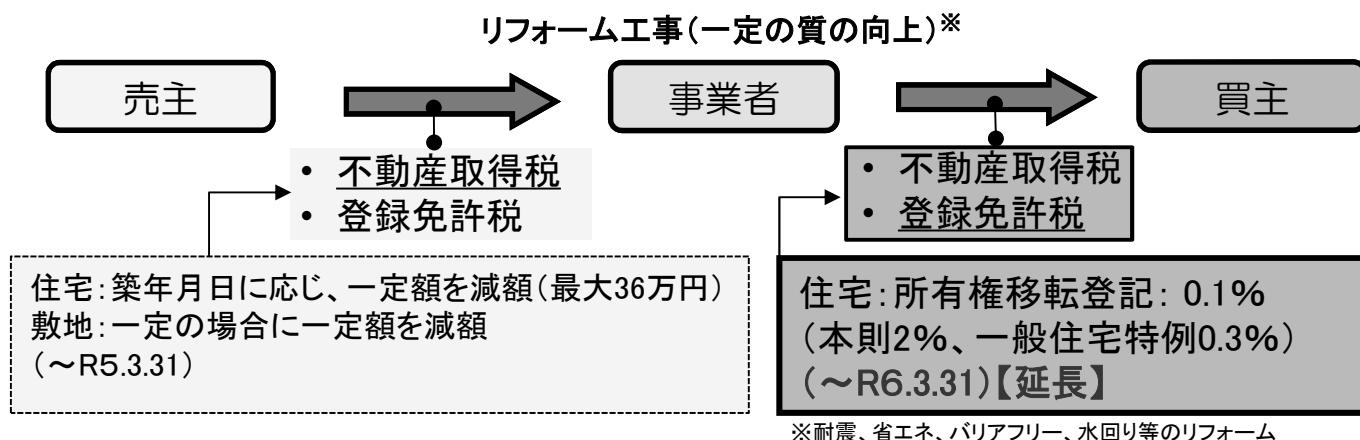
### 要望の結果

#### 特例措置の内容

- 宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた既存住宅を取得する場合に、買主に課される登録免許税の税率を一般住宅特例より引下げ

#### 結果

- 現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。  
※既存住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)については、「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和。





# 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化 リフォームに係る特例措置の拡充・延長(所得税)

既存住宅のリフォームを促進することにより、住宅ストックの性能向上を図るため、住宅リフォーム(耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅)をした場合の特例措置を2年間延長するとともに、一部要件の緩和等を実施する。

## 施策の背景

- ▶ 我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅流通の活性化が重要。
  - ▶ 既存住宅流通の活性化に資する、住宅リフォーム市場規模は伸び悩んでいる現状。
- リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要



### 【住生活基本計画における目標】

令和12年までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模を14兆円に拡大

「既存住宅の改修・建替の支援、省エネルギー性能に優れたリフォームに適用しやすい建材・工法等の開発・普及、新築住宅の販売又は賃貸時における省エネルギー性能表示の義務化を目指すなどの省エネルギー対策を総合的に促進する。」  
「既存住宅の省エネ改修を促進するための税、補助、融資による支援」  
(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定))

### 住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)

- 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新
- バリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進

## 要望の結果

### 特例措置の内容

- ローン型と投資型を整理統合し、以下の内容のように整理。
- ・必須工事について対象工事限度額の範囲内で標準的な費用相当額の10%を所得税額から控除。
- ・必須工事の対象工事限度額を超過する部分及びその他のリフォームについても、その他工事として必須工事全体に係る標準的な費用相当額の同額までの5%を所得税額から控除。

必須工事			その他工事			最大控除額 (必須工事とその他工事合計)
対象工事 (いずれか実施)	対象工事限度額	控除率	対象工事	対象工事限度額	控除率	
耐震	250万円	10%	必須工事の対象 工事限度額超過 分及びその他のリ フォーム	必須工事に係る 標準的な費用相当額と 同額まで(※2)	5%	62.5万円
バリアフリー	200万円					60万円
省エネ	250万円(350万円※1)					62.5万円(67.5万円※1)
三世代同居	250万円					62.5万円
長期優良 住宅化	耐震+省エネ+耐久性 500万円(600万円※1) 耐震or省エネ+耐久性 250万円(350万円※1)					75万円(80万円※1) 62.5万円(67.5万円※1)

※1 カッコ内の金額は、太陽光発電を設置する場合  
※2 最大対象工事限度額は必須工事と併せて合計1000万円が限度

## 結果

- ①現行の措置を上記のとおり見直した上で2年間(令和4年1月1日～令和5年12月31日)延長する。
- ②省エネリフォームの工事要件のうち、「全居室の全窓の断熱改修工事」を「窓の断熱改修工事」に緩和する。

# 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)

既存住宅のリフォームを促進することにより、住宅ストックの性能向上を図るため、住宅リフォーム(耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化)をした場合の特例措置を2年間延長するとともに、省エネリフォームの築年数要件を見直す。

## 施策の背景

- ▶ 我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅流通の活性化が重要。
- ▶ 既存住宅流通の活性化に資する、住宅リフォーム市場規模は伸び悩んでいる現状。
- ⇒ リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要

### 【住生活基本計画における目標】

令和12年までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模を14兆円に拡大

「既存住宅の改修・建替の支援、省エネルギー性能に優れたリフォームに適用しやすい建材・工法等の開発・普及、新築住宅の販売又は賃貸時における省エネルギー性能表示の義務化を目指すなどの省エネルギー対策を総合的に促進する。」  
 「既存住宅の省エネ改修を促進するための税、補助、融資による支援」  
 (地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定))

## 住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)

- 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新
- バリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進

## 要望の結果

### 特例措置の内容

■工事翌年度(\*)の固定資産税の一定割合を減額

	減額割合	適用期限
耐震	1/2減額	R6.3.31
バリアフリー	1/3減額	
省エネ	1/3減額	
長期優良住宅化※	2/3減額	

※ 耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

(\*) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅について、耐震改修をした場合は2年間1/2減額、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度2/3減額、翌々年度1/2減額

## 結果

- ①現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。
- ②省エネリフォームの築年数要件を見直す。(【現行】H20.1.1以前から所在する住宅⇒【見直し】H26.4.1以前から所在する住宅)

## バリアフリーリフォームのイメージ



洗面所入口の拡幅工事



・壁を一部解体し、出入口を拡幅  
 ・段差解消

## 耐震リフォームのイメージ

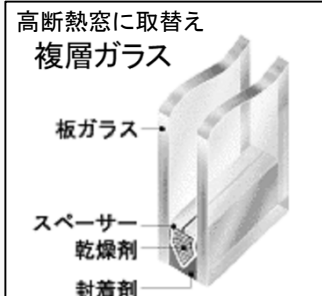


共同住宅  
 (外付けフレーム補強)

戸建住宅  
 (筋交いの設置等)



## 省エネリフォームのイメージ



## 長期優良住宅化リフォームのイメージ



① 耐震改修

or

② 省エネ改修

+

③ 劣化対策

# 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の拡充・延長（固定資産税・都市計画税）

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置を、対象施設を追加等した上で2年間延長する。

## 施策の背景

（成長戦略フォローアップ／骨太の方針／まち・ひと・しごと創生基本方針（令和3年6月18日 閣議決定）等に位置付け）

○都市再生の取組を進化させるには、官民一体となって魅力的な公共空間を確保し、多様な人々の出会い・交流の場を提供することが必要

○新型コロナ危機を契機に、都市にゆとりをもたらす快適で良質なオープンスペースや歩行空間へのニーズが上昇

▶ 新型コロナ危機等により生じた社会のニーズの変化に対応しつつ、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を更に強力に推進

## 要望の結果

## 特例措置の内容

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、市町村による公共施設の整備等と一体的に、民間事業者等が、民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、以下の特例措置を講じる。

### ①民地のオープンスペース化に係る課税の特例

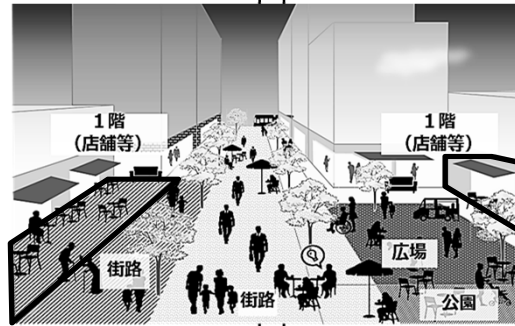
オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）の課税標準額を5年間1/2に軽減



### ②建物低層部のオープン化に係る課税の特例

低層部の階をオープン化（※改修に限る）した家屋（カフェ、休憩所等）の課税標準額を5年間1/2に軽減

※不特定多数の者が自由に交流・滞在できる部分



## 結果

- 上記①の償却資産に「電源設備、給排水設備、冷房設備、暖房設備」を加える。
- 市町村と地域のまちづくり団体との官民協働の取組を支援するための措置を講じる。
- 上記①、②について、現行の措置を2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）延長する。

# JR北海道、JR四国及びJR貨物に係る特例措置(二島特例・承継特例)の延長 (固定資産税等)

JR北海道、JR四国およびJR貨物に係る固定資産税等の特例措置の期限を5年間延長する。

## 二島特例

### 施策の背景

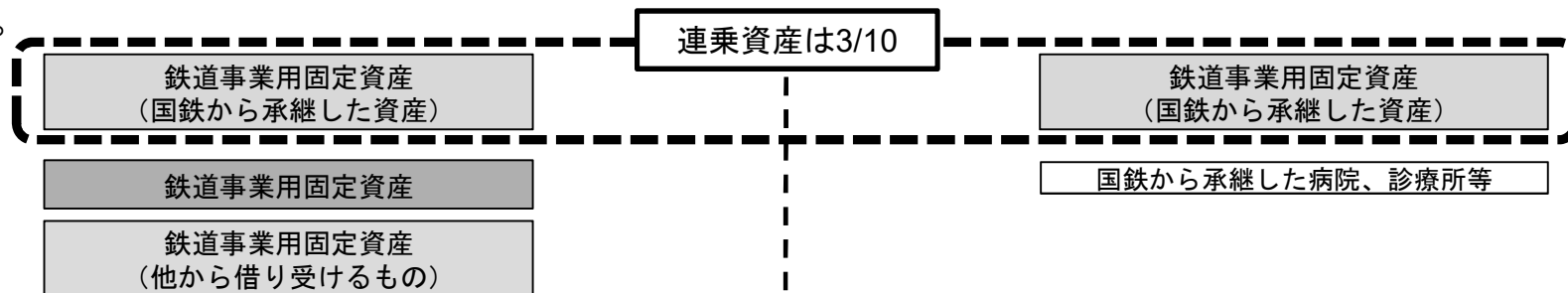
- 国鉄民営化に伴い、JR北海道及びJR四国に対し、
- ① 会社の経営を安定させることは、地域住民の交通の確保を図る等、大きな意義を有すること、
  - ② 長期債務を承継させず、経営安定基金を設ける等の特別措置を国が講じることとされたこと等を踏まえ措置。

### 要望の結果

#### 特例措置の内容

##### 【固定資産税・都市計画税】

JR北海道及びJR四国が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産について、課税標準を1/2に軽減する。



### 結果

現行の措置を5年間(令和4年度分～令和8年度分)延長する。

## 承継特例

国鉄民営化に伴い、JR北海道、JR四国及びJR貨物が新たに固定資産税の課税対象となるに当たり、税負担の急増を緩和するため措置。

※ 国鉄の納付金算定標準額：1/2

#### 特例措置の内容

##### 【固定資産税・都市計画税】

JR北海道、JR四国及びJR貨物が旧国鉄から承継した固定資産について、課税標準を3/5に軽減する。

### 結果

現行の措置を5年間(令和4年度分～令和8年度分)延長する。

# JR貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置の延長（固定資産税）

JR貨物が取得する機関車に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

- JR貨物が保有する車両のうち国鉄から承継した老朽機関車は、依然、機関車全体の約2割を占めていることから、環境に優しい鉄道貨物へのモーダルシフトを推進することによりCO2排出量の削減を図るためには、大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車への更新を推進する必要がある。

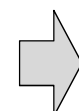
### 【JR貨物の機関車の車両数の推移】

	H10.4 現在	R3.4 現在
旧国鉄承継機関車	793(90%)	137(24%)
JR貨物取得機関車	87(10%)	429(76%)
計	880(100%)	566(100%)

鉄道貨物輸送の効率化のため、高性能機関車の導入が必要不可欠



最高速度：95km/h  
最高出力：1,147kw



最高速度：110km/h  
最高出力：1,920kw

## 要望の結果

### 特例措置の内容

【固定資産税】JR貨物が国鉄から承継した老朽車両を更新するために新造した大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車の課税標準を5年間3/5に軽減（※旧国鉄から承継した車両の更新に限る）

### 結果

現行の措置を一部見直し（課税標準を5年間2/3に軽減等）した上で、2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）延長する。

# 鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。

## 施策の背景

- 地域鉄道を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつあり、路線の廃止に至る例が全国各地で出てきている。
- こうした状況を踏まえ、平成20年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正により鉄道事業再構築事業を創設し、創意工夫をして鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の再構築を推進してきたところであり、本特例措置が必要不可欠である。

## 第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定) <抜粋>

【基本的方針A】誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要な不可欠な交通の維持・確保

目標① 地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現 (施策)【地域公共交通の持続可能性の確保】

目標と講ずべき施策 [4] 鉄道事業再構築実施計画(鉄道の上下分離等)の認定件数 10件(令和2年度)→13件(令和7年度)

## <本特例の適用対象の前提となる予算措置>

### ■鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ※

≪補助対象設備≫ 線路設備、電路設備、停車場設備 等

### ■インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 ※

≪補助対象設備≫ 車両設備(インバウンド対応のものに限る)

※補助率は、1/3または1/2

地域公共交通活性化再生法に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち、財政状況の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について補助率1/2等

線路設備  
(軌道改良(PCまくら木化))



電路設備(電柱の更新)



車両の更新



## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税・都市計画税】

地域鉄道の輸送の維持・活性化のため、鉄道事業再構築事業(自治体が鉄道用地を保有する等の事業構造の変更)を実施する鉄道事業者が、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助金等を受けて整備した安全性の向上に資する償却資産等について、課税標準を5年間1/4に軽減

### 結果

現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

# 国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)

安全で安定的な地方航空ネットワークの維持・拡大を図るとともに、ポストコロナを見据えた成長戦略の実現のための機材投資を促進するため、特例措置の適用期限を2年間延長する。

## 施策の背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による航空需要の大幅な減少により、航空会社は甚大な影響を受けており、航空機を退役させるなど、やむを得ず機材等の供給体制を縮減しているところ。一方、この状況が続けば、将来的に航空需要が回復した場合に必要な機材等を確保できず、地方航空ネットワークが縮小し、訪日外国人旅行者2030年6,000万人の政府目標達成などポストコロナを見据えた成長戦略実現のための航空ネットワーク拡大にも支障が生じるおそれ。
- 本年の常会で成立した改正航空法に基づく「航空運送事業基盤強化方針」においても、航空会社には、航空ネットワークの維持・拡大のために、機材導入等の設備投資を求めており、国としても航空会社と一体となって取組を進めていく必要がある。

地方航空ネットワーク維持・拡大のための機材導入を促進するための支援が必要

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税】

国内線の航空機について、別表のとおり軽減

### 結果

現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

## 別表

- ① 最大離陸重量200トン以上  
最初の3年間2/3
- ② 最大離陸重量200トン未満  
最初の5年間2/5  
※ ②は地方路線就航時間割合2/3以上  
(2/3未満は①と同率を適用)
- ③ 最大離陸重量50トン未満  
初年度3/8、その後4年間2/5
- ④ 最大離陸重量30トン未満  
最初の5年間1/4  
※ ③④は特に地方路線就航時間割合2/3以上  
(2/3未満は②と同率を適用)

200トン→	大型機 (A350等)	購入後 3年 2/3に軽減
50トン→	中・小型機 (B737・A320等)	5年 2/5に軽減
30トン→	リージョナル機 (ERJ等)	1年 その後4年 3/8 2/5に軽減
	リージョナル機 (ATR等)	5年 1/4に軽減

### <政策目標>

・ 地方航空ネットワークの維持・拡大

# 外国人旅行者向け免税制度に係る免税対象者の明確化(消費税・酒税・地方消費税)

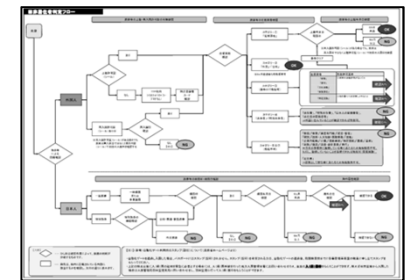
免税対象者の明確化等により、免税販売手続の効率化を図る。これにより、免税店で発生する待ち行列の解消や、免税販売機会を拡大することで、インバウンド需要回復期に向けた環境整備を促進する。

## 施策の背景

- 現行の免税店制度においては、各免税店において免税対象者であるかどうかを確認しているが、在留資格によっては海外に在住していることの確認書類や、日本で就労していないことの確認書類なども求める必要があり、それらの書類が統一的に規定されていないこともあって、確認に多大な労力がかかっている。
- そのため、手続が煩雑になり、「長い待ち行列ができる」、「お店によって対応が異なる」など、顧客満足度の低下につながる事例が発生し、免税店側からも改善要望の声が上がっている。
- 今般の改正要望によって免税対象者及びその確認方法を明確化することで、デジタル技術も活用しつつ、原則として旅券を確認するだけで免税対象者であることが確認できるようになり、免税店での確認手続が円滑になる。これによって待ち行列の解消による免税店の販売機会の拡大及び旅行者のショッピングツーリズムの満足度向上を実現する。



行列となっていた事例



複雑な非居住者判定フロー

## 要望の結果

免税販売手続において、免税対象者の明確化を行う。

### <現行>

- ◆ 対象者: 外為法に規定する非居住者



- 非居住者判定に起因する待ち行列が発生。
- 対象者や確認書類の明確化が必要。

### <結果>

- ◆ 対象者: 外為法に規定する非居住者のうち、  
外国人→在留資格「短期滞在」「外交」「公用」の者 等  
日本人→海外在住2年以上(※)の者  
※「戸籍の附票の写し」または「在留証明」により証明。
- ◆ 更なる手続効率化のため、デジタル庁の訪日観光客等手続支援システムを免税販売手続に活用できるようにする。

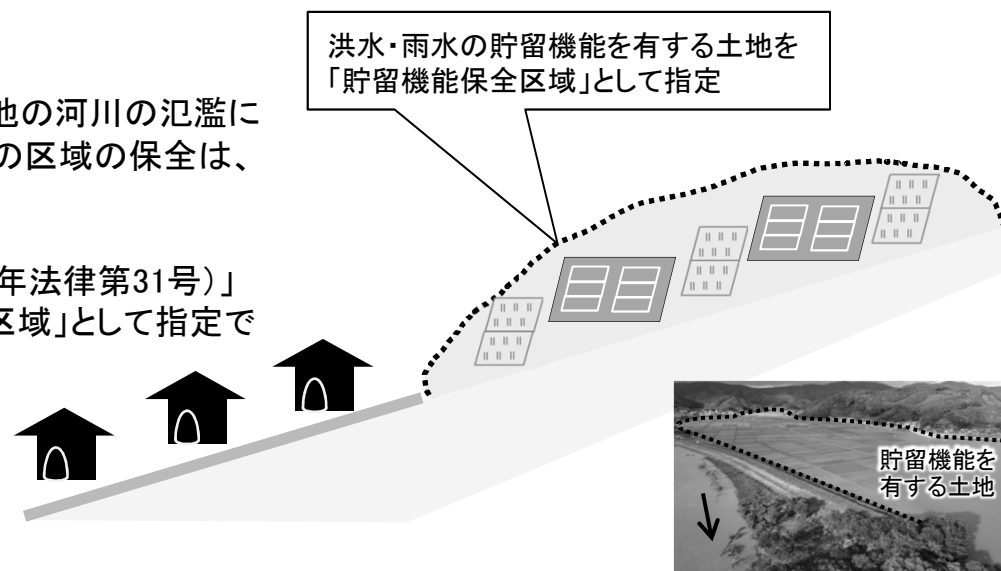


# 貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置を創設する。

## 施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制する観点から、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域の保全は、流域内の治水安全度の向上に対して有効。
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」(通称「流域治水関連法」)において、当該土地を「貯留機能保全区域」として指定できることを新たに規定。
- 区域指定に当たっては土地所有者の同意が必要であり、盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置が必要。



(貯留機能保全区域のイメージ図)

(貯留機能を有する土地の例)

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:3/4)

### 結果

上記について、3年間(令和4年4月1日~令和7年3月31日)特例措置を創設する。

# 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長(不動産取得税・固定資産税)

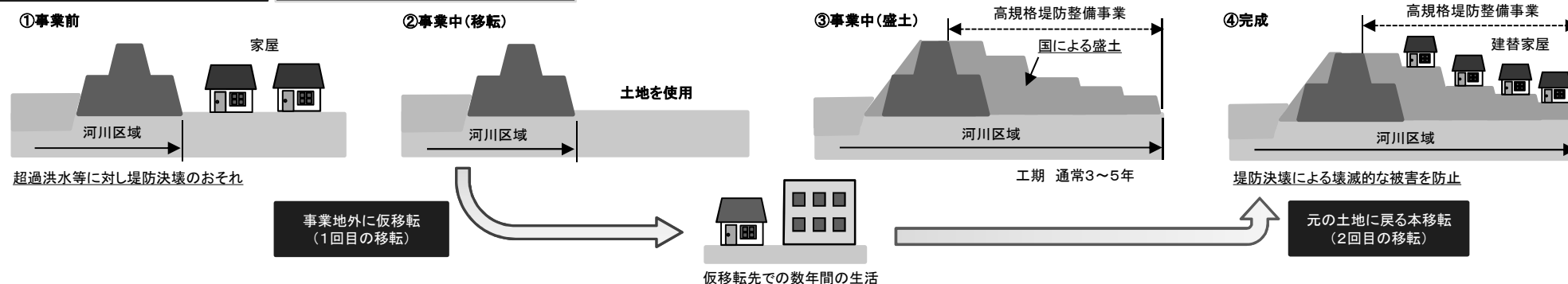
高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る課税標準及び税額の特例措置を延長する。

## 施策の背景

- 高規格堤防は、首都圏、近畿圏の人口・資産等が高密度に集積している海拔ゼロメートル地帯等の低平地において、幅の広い緩傾斜の堤防として整備されるものであり、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐことが可能。さらには、周辺住民等の避難場所としての機能や、良好な都市空間・住環境の形成など多面的な効果を発揮。
- 高規格堤防整備事業は、民有の土地を一時使用して盛土等を行い、工事終了後に当該土地を返還する手法で事業を行うため、その実施に当たっては、一時移転を余儀なくされる住民の負担軽減を図り、その理解と協力を得て合意形成の円滑化を図ることが必要。そのため、堤防整備後に従前権利者が取得する建替家屋について、不動産取得税や固定資産税の特例措置を講じるもの。

## 要望の結果

### 高規格堤防整備事業の流れ



## 特例措置の内容

- 【不動産取得税】高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に従前権利者が建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価格を控除。
- 【固定資産税】高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額。

## 結果

現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

# 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した 地下ケーブル等に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)

防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路における無電柱化を促進するため、電線管理者が、緊急輸送道路及び交通安全上の課題がある道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を拡充・延長する。

## 施策の背景

- 我が国では、防災性の向上、安全性・快適性の確保等の観点から無電柱化を実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化等により、その必要性が高まっている。
- **令和3年5月に策定された、新たな「無電柱化推進計画」**の中でも、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、安全かつ円滑な交通の確保のため必要とされる箇所等を重点的に**無電柱化を推進していくことが明記され**、引き続き無電柱化を実施していくことが重要である。
- また、**令和2年6月に電気事業法が改正され**、同法で「配電事業者」が新たに位置づけられ、**一般送配電事業者の配電設備等を活用し、特定地域において配電事業を行う者が創設**されている。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）(抜粋)

「電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路において、新たに延長約2,400kmについて無電柱化に着手する。」

【電柱が道路を閉塞した事例】



【交通安全上の課題がある道路】



## 要望の結果

### 特例措置の内容

- 電線管理者が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等にかかる**固定資産税を軽減**する。
- 対象道路:緊急輸送道路及び交通安全上の課題がある道路等(バリアフリー生活関連道路、通学路等)
- 特例措置の内容
  - ①電柱の占用を禁止又は制限している道路 ⇒ 課税標準を4年間1/2に軽減
  - ②上記以外の緊急輸送道路 ⇒ 課税標準を4年間3/4に軽減

### 結果

- 電気事業法改正に伴い、対象事業者に**配電事業者**を追加する。
- 現行の措置を**3年間(令和4年4月1日～令和7年3月31日)**延長する。

# 鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長(固定資産税)

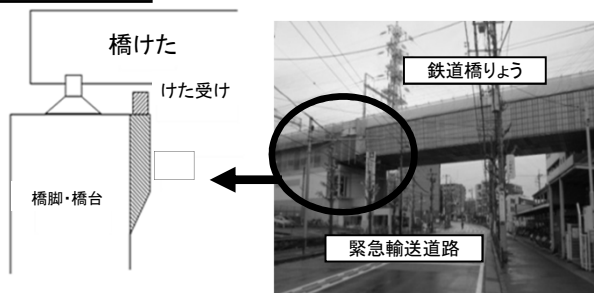
首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置について、適用期限を1年間延長する。

## 施策の背景

○首都直下地震・南海トラフ地震については、その切迫性や被害の影響度等の観点から、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっているため、平成25年4月に耐震補強の実施について努力義務を課す省令を施行し、平成29年度を目標年度として耐震化を促進してきたところである。しかしながら、関係者協議の難航等の事情により、平成29年度末の時点で耐震補強が完了しないものが一部残ることとなったため、目標年度を令和4年度まで延長することとなった。

### 緊急輸送道路と交差・並走する橋りょう等

- ・緊急輸送道路と交差・並走する箇所については、目標期限を設け、計画的に耐震対策を実施。



### ロッキング橋脚を有する橋りょう

- ・熊本地震において、ロッキング橋脚を有する道路橋が倒壊する被害が発生。
- ・鉄道橋においても、大地震時に落橋に至る可能性があるため耐震対策を実施。



## 要望の結果

### 特例措置の内容

【固定資産税】課税標準を5年間2/3に軽減

#### 対象施設

首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における以下の施設

- ・緊急輸送道路と交差・並走する線区における橋りょう、高架橋、トンネル
- ・片道断面輸送量1日1万人以上の線区におけるロッキング橋脚を有する橋りょう

#### 結果

現行の措置を1年間(令和4年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

## IV. 主要項目以外の項目

### 1. 国土交通省主管

- 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充(所得税・法人税等)
- 低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税)
- 除害施設に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の延長(登録免許税)
- 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の拡充(所得税等)
- 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特例控除に関する標準的費用額の工事实績を踏まえた見直し(所得税)
- マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の延長(登録免許税)
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が特定要除却認定マンション又はその敷地を取得する場合の非課税措置の延長(不動産取得税)
- 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長(不動産取得税)
- 非課税対象法人への(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の追加(登録免許税)
- 自動車関係諸税の課税のあり方の検討(自動車重量税・自動車税等)
- 自動車重量税のクレジットカード納付制度の創設(自動車重量税)
- 港湾法の改正に伴う所要の措置(事業所税)

### 2. 他省庁主管等

- 産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し・延長(登録免許税)
- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等(法人税等)
- 生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制(仮称)の創設の検討